七十三条の二第一項第五号の項中「第八十一条の二」を「第八十一条の二第一項」に改め、同表第七十三条の二第一項第六号の項中「第八十一条の二の二」を「第八十一条の二の二第一項」に改め、同表第七十四条の三第一項の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表第七十七条第四項の項及び第七十九条第一項の項から第八十条第一項の項までを削り、同表第八十二条第一項、第二項及び第四項の項の次に次のように加える。

第八十四条第一項	の障害の程度が減退した	について、その障害の程度を診査し、その障害の程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める
	請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）
	減退し、又は増進した後における障害の程度	障害の程度

第二十三条第一項の表第八十七条第一項の項及び第八十七条第二項の項を削り、同表第八十九条及び第九十条の項中「第八十九条及び第九十条」を「第八十九条第一項及び第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十九条第五項	第四十三条	前条第一項
	受けるべき	受けることができる
	に同順位者が二人	が二人
第八十九条の二第二項	第七十七条第四項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十三条第三項
第九十条	組合員期間	旧適用法人施行日前期間

第二十三条第一項の表第九十三条第二項の項の次に次のように加える。

第百十五条第一項	五十円	五十銭
	百円	一円

第二十三条第一項の表附則第十二条の七の四第二項及び第三項の項中「及び第三項」及び「（旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）」を削り、同表附則第十二条の八第八項の項中「旧適用法人等適用事業所」を「平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所」に改め、同表附則第十二条の八の二第二項第一号の項から附則第十二条の八の三第五項の項までを削り、同表附則第二十条第一項の項の前に次のように加える。

附則第十三条の九第一項	第七十二条の三から第七十二条の六まで	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の五まで
附則第十三条の九第二項	第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六まで	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の二（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の三から第四十三条の五まで
附則第十三条の九第三項	第七十二条の四（第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の三（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五
附則第十三条の九第四項	第七十二条の五（第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の四（同項の規定により読み替えられた同法第四十三条の五
附則第十三条の九第五項	第七十二条の六	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条の五

第二十三条第二項中「とする」を「と、第十三条の二第一項中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）」と、第十三条の三第一項及び第十三条の四第一項中「組合員期間」とあるのは「旧適用法人施行日前期間」とする」に改め、同条第三項の表附則第十六条第一項第一号の項の前に次のように加える。

附則第二条第八号	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という	共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）を いい、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成九年政令第八十五号）第二十六条第一項の規定により読み替えられた同項の規定による読み替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ
附則第九条第一項	の共済法	の国家公務員共済組合法

第二十三条第三項の表附則第二十条第三項の項を削り、同表附則第二十一条第一項の項中「改正前共済法」を「平成八年改正法第二条の規定による改正前の共済法」に改め、同項の次に次のように加える。

附則第二十一条第二項	組合員期間	旧適用法人施行日前期間（継続厚生年金期間を含む。）

第二十三条第三項の表附則第二十一条の二第一項の項の次に次のように加える。

附則第二十一条の二第二項	共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関